

# 秋田市

## 国際交流マスタープラン2016

【平成28年度～平成32年度】

ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし



平成28年3月



# 秋田市国際交流マスタープラン 目次

第1章	プラン策定の趣旨	1
1	プラン策定の経緯と趣旨	1
2	プランの位置付けと基本的性格	2
3	計画期間	2
第2章	「秋田市国際交流マスタープラン2011」を振り返って	3
第3章	国際交流の現状と課題	5
1	国際化の進展	5
2	友好・姉妹都市等との交流の市民還元	5
3	多文化共生の環境づくり	6
4	市民との連携	6
5	経済交流の促進	7
第4章	基本理念と主要施策	8
	秋田市国際交流マスタープラン施策体系図	9
	基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進	10
	基本方針1 友好交流の推進	10
	基本方針2 国際理解の促進	11
	基本方針3 平和意識の醸成	12
	基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進	14
	基本方針1 外国人住民も暮らしやすいまちづくり	14
	基本方針2 多文化共生に向けた意識啓発	16
	基本理念3 市民との連携による国際交流の推進	17
	基本方針1 市民主体の国際交流の推進	17
	基本方針2 交流推進のネットワークづくり	17
	基本理念4 国際的な経済交流の推進	18
	基本方針1 貿易関連産業の拡大	18
	基本方針2 海外からの誘客の促進	19
	資料編	20

# 第1章 プラン策定の趣旨

## 1 プラン策定の経緯と趣旨

秋田市は、昭和57年に中国甘肅省蘭州市と最初の友好都市提携をして以来、これまで世界の5都市<sup>1</sup>と、教育、文化、スポーツ、経済など幅広い分野で交流を進め、市民間の相互理解や国際親善を通して、世界の平和に貢献することを目指してきました。

このような友好・姉妹都市等交流や平和施策の最初の指針となったのが、平成5年3月に策定した「国際交流・平和施策基本方針」です。その後、国際情勢の変化や国際化の進展に対応するため、平成19年3月に新たな指針となる「秋田市国際交流マスタープラン」を策定し、4つの基本理念として、「世界に広がるパートナーシップの推進」、「地域に根ざした多文化共生の推進」、「市民との連携による国際交流の推進」、「国際的な経済交流の推進」を定め、その理念は今日まで引き継がれてきました。

平成23年3月に計画期間を秋田市総合計画に合わせて改訂し、このたび、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」（以下「新成長プラン」と言います。）の策定に合わせて、次の5年間で計画期間として改訂しました。

世界を見渡すと、テロの脅威や中東情勢への懸念など、今後の予測が困難な状況が続いています。これまで培ってきた友好・姉妹都市等との人的つながりや信頼関係は、市民共通の財産であり、今後も積極的な都市間交流や多文化共生の環境づくり、次世代への平和教育を通して、市民の平和意識の醸成に努めていく必要があります。

また、本市においては、人口減少が進む中で、今後は、経済成長が期待できるアジア近隣諸国との積極的な交流により、その成長を取り入れ、急増する外国人観光客のニーズに対応した誘客を図るなど、秋田市への新しい人の流れを作るため、戦略的に取り組んでいくこととしております。

このように、これから私たちが取り組んでいく国際・平和施策には、行政主導の友好親善や国際理解の推進だけでなく、市民や企業等と連携して多様な交流活動を行うことにより、平和意識を持ったグローバル人材の育成や全ての人々が安心して暮らせるまちづくり、経済交流等による地域の活性化が求められています。

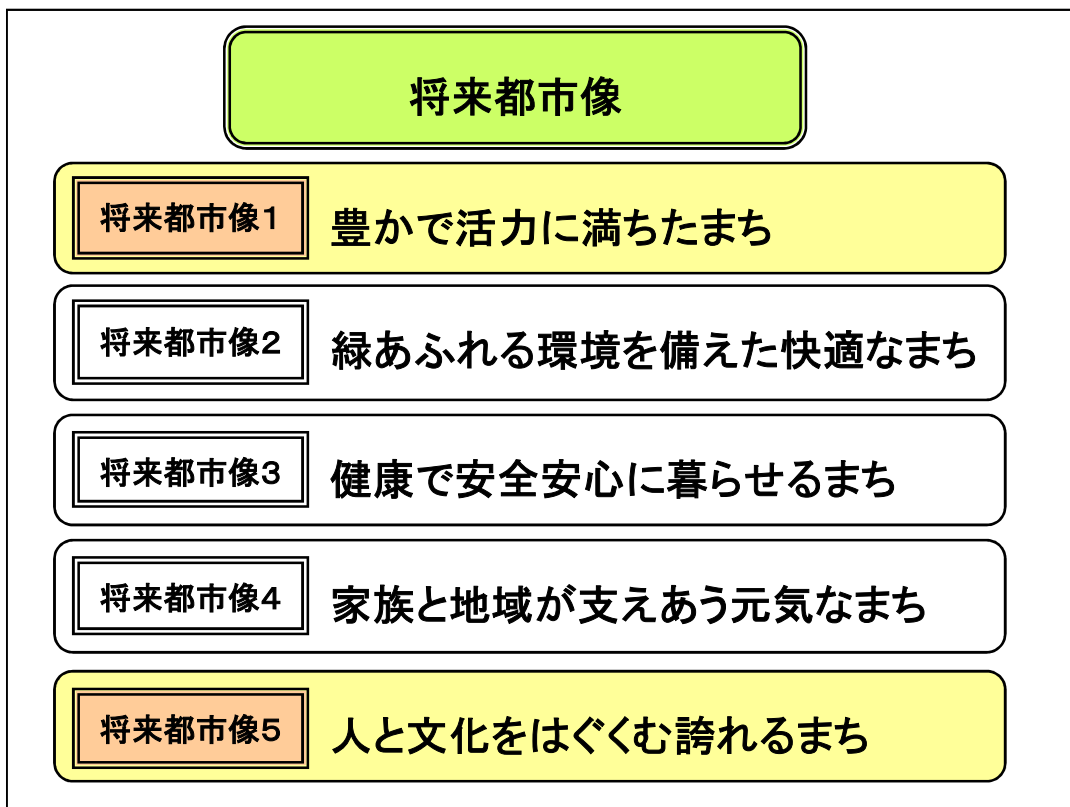
---

<sup>1</sup> 中華人民共和国甘肅省蘭州市、ドイツ連邦共和国バイエルン州パッサウ市、アメリカ合衆国アラスカ州キナイ半島郡、ロシア連邦沿海地方ウラジオストク市、アメリカ合衆国ミネソタ州セントクラウド市(5ページ参照)。

## 2 プランの位置付けと基本的性格

本プランは、新成長プランに基づき、本市の国際・平和関連施策の方針を示すための部門別計画です。

新成長プランでは、基本理念を「ともにつくり ともに生きる 人・まち・暮らし」と定め、5つの分野の将来都市像を掲げています。その中の「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に国際交流の推進を、また、「豊かで活力に満ちたまち」に貿易や観光など経済分野の施策を盛り込んでいます。



## 3 計画期間

本プランの計画期間は、新成長プランに合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 第2章 「国際交流マスタープラン2011」を振り返って

前プランの「国際交流マスタープラン2011」では、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とし、次の4つの基本理念のもと、具体的な取組を行ってきました。

### 1 世界に広がるパートナーシップの推進

友好・姉妹都市等との交流に当たっては、優れた文化や芸術を市民へ還元する事業を企画し好評を得ました。

例えば、中国・蘭州市との友好都市提携30周年においては、蘭州市の大型舞劇「大夢敦煌」の本市公演を行い市民約4,000名を、また、ドイツ・パッサウ市との30周年においては、音楽家3名（パイプオルガン、トランペット、ソプラノサクソ）の本市音楽家等3名との共演コンサートを開催し市民約700名を、それぞれ無料招待しました。このほか、友好・姉妹都市等の講師による国際理解推進講座として、アメリカの最新フィットネス講座や中国伝統の切り絵講座等を多くの市民の参加を得て実施し、長年の交流を市民へ還元するよう努めました。

また、平成23年3月に東日本大震災が発生した際には、パッサウ市をはじめ、各友好・姉妹都市等から多額の寄付金が寄せられ、被災された方々を竿燈まつりに招待することができました。一方、平成25年6月にパッサウ市が大洪水により甚大な被害を受けた際には、多くの秋田市民や企業から多額の寄付金が寄せられ、このことがパッサウ市のホームページで広く周知されるなど、常にお互いの状況に関心を寄せながら、信頼関係と絆を一層深めてきました。

このような信頼関係に基づく友好・姉妹都市等との交流の積み重ねは、市民間の友好と相互理解を深める土壌となっています。

国際平和推進事業に関しては、毎年、広島又は長崎から被爆者の方を招いて市民対象の被爆証言講話会を開催したほか、戦後70年を迎えた平成27年度は、広島市と共催でヒロシマ原爆と土崎空襲展を開催し、約2,300名の来場者に戦争の恐ろしさや平和の大切さを考えていただく機会を設けました。

女優の浅利香津代さんを講師として市内の小学校で行う「平和の朗読会」は、平成22年度から実施し、これまで延べ49小学校、約4,400名の次世代を担う子どもたちに日本最後の空襲と言われる土崎空襲の悲劇を語り継ぎました。

### 2 地域に根ざした多文化共生の推進

日本語の日常会話に不自由な外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して本市主催の「秋田市日本語教室」を無料で開催し、基礎的な日本語習得の機会を提供しています。平成23年度の受講者は12か国25名でしたが、平成27年度には18か国49名と増加し、国籍や定住理由の多様化等への対応が課題となっています。

また、外国語ができなくても地域で生活する外国人住民と「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションを取ることができるという観点から、平成25年度に「秋田市民生児童委員協議会総会」において「やさしい日本語」の講演会を開催したほか、災害に備えて、平成25年度および平成27年度の「秋田市土崎地区津波避難訓練」へ、外国人住民の参加を呼びかけました。

一方で、本市ホームページの多言語表記の充実等については十分に実施できず、引き続き課題として取り組む必要があります。

### 3 市民との連携による国際交流の推進

秋田市姉妹都市フォーラム<sup>2</sup>と連携し、友好・姉妹都市等との周年事業や訪問団の受入れを実施しました。また、中国・蘭州市からの小学生野球チームやアメリカ・アラスカ州キナイ半島郡からのバレーボールチームの受入れ等に当たっては、関係団体、市内小・中学校、高校および大学と連携し、スポーツやホームステイを通じた青少年交流を促進しました。

このほか、市民対象の国際理解推進講座の実施や国際交流事業の情報誌の発行等を秋田市姉妹都市フォーラムと連携して実施しています。

### 4 国際的な経済交流の推進

一般社団法人秋田県貿易促進協会<sup>3</sup>と連携し、中国や台湾で開催された見本市や商談会等への出展および現地コーディネータを活用した販売拠点設置等を実施し、秋田産品のPRや商談機会の場の提供による市内企業の貿易参入の促進を支援しました。

また、秋田県と連携したポートセールスを行い、国際定期コンテナ航路の新規・維持の活動を行ったほか、日ロ沿岸市長会議<sup>4</sup>に参加し、両国の参加自治体との交流を深めてきました。

海外からの誘客の促進については、秋田県との共同プロモーション事業の実施により、秋田ソウル国際定期便を利用した秋田旅行商品の販売に対する宣伝広告支援を行い、韓国からの誘客促進を図ったほか、本市と仙北市の相互の魅力向上に向けたPRのため、共通観光パンフレットを作成し、隣接する両市の歴史や文化施設を紹介しました。

また、年次計画により多言語(英語・中国語・韓国語・タイ語)の案内サインをまちあるき観光コースとなる中心市街地など14か所へ設置し、外国人観光客の受入体制の充実を図りました。

---

<sup>2</sup> 市民主体による国際交流の推進と市民の異文化理解を目指し、平成18年4月に設立。(資料編49ページ参照)各構成団体間が相互に情報やノウハウを共有し、秋田市と連携して国際交流事業を効率的に実施することができるよう組織をスリム化し、平成26年度にネットワークとして再編成した。

<sup>3</sup> 県内企業の海外取引を支援するために平成16年度に設立された一般社団法人。県内約190社が会員となっており、県、市などの事業支援を得ながら、海外商談会等開催や海外経済ミッションの実施など海外との取引拡大を図っている。

<sup>4</sup> 日本海沿岸の港湾都市によって結成された「日ロ沿岸市長会」(代表幹事は新潟市長)が、ロシア側組織である「ロ日極東シベリア友好協会」と定期的に開催する会議。

## 第3章 国際交流の現状と課題

### 1 国際化の進展

#### 【現状】

近年、情報通信技術の進展や経済のグローバル化により、諸外国との人、モノ、情報の往来は様々な分野で急速に拡大しています。日常生活においても、海外渡航が身近になり、輸入品が身の回りにあふれ、地域においても外国人と接する機会が増えるなど、国際化がごく当たり前と感じられるようになりました。

国内では、昭和40年代頃から、市民の国際交流を推進することを目的として姉妹都市提携をする自治体が増えましたが、近年は姉妹都市交流に限らず、市民や企業等が独自に経済や文化等、目的を持った交流活動を行うようになりました。

世界の情報がすぐに手に入り、海外が身近になる中で、市民が世界の多様な文化と出会う機会はますます増えています。

#### 【課題】

目まぐるしく変化する世界情勢や国際化の進展に対応するため、世界の都市とのパートナーシップを築くことにより、市民の国際的な視野を広げ、平和意識を醸成する必要があります。

### 2 友好・姉妹都市等との交流の市民還元

#### 【現状】

本市では、これまで海外の5都市と友好・姉妹都市等の提携を行い、相互理解と協調を基本に人的交流や青少年、芸術文化、スポーツ、経済、技術協力等の幅広い分野での交流事業を通し、市民へ還元できる友好親善を図ってきました。(20ページ資料編参照)

海外の友好・姉妹都市等	提携形態	提携年月日
蘭州市(中華人民共和国甘肅省)	友好都市	昭和57年(1982年)8月5日提携
パッサウ市(ドイツ連邦共和国バイエルン州)	姉妹都市	昭和59年(1984年)4月8日提携
キナイ半島郡(アメリカ合衆国アラスカ州)	交流合意都市	平成4年(1992年)1月22日提携
ウラジオストク市(ロシア連邦沿海地方)	姉妹都市	平成4年(1992年)6月29日提携
セントクラウド市(アメリカ合衆国ミネソタ州)	姉妹都市	平成18年(2006年)6月28日提携

#### 【課題】

友好・姉妹都市等との信頼関係に根ざした交流は、市民の国際理解を促進し、市民間の友好親善や相互理解を図る上で意義あるものです。

これまでの交流成果を市民へ還元するため、各都市の特性や地域性をいかした交流を計画的に進め、交流機会を提供することにより、交流の裾野を広げる必要があります。



### 3 多文化共生の環境づくり

#### 【現状】

法務省在留外国人統計によると、在留外国人は250万人（平成27年6月末現在）を超え、全国的に増加傾向にあります。

本市の外国人住民数も67か国・地域、1,277人（平成27年3月末現在）に上り、外国人住民の増加や多国籍化、在住年数の長期化などにより、本市を取り巻く環境が複雑化してきています。

平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」においては、各地方公共団体が多文化共生の指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施するよう通知しました。

これを受けて、本市では平成19年3月に「秋田市国際交流マスタープラン」を策定し、「地域に根ざした多文化共生の推進」を基本理念の一つに掲げ、取り組んできたところです。

多様な文化や知識を持つ人々が、お互いの文化を認め、知恵を出し合うことにより、地域の構成員として、地域の活性化に寄与することが期待できます。今回のマスタープラン改訂に当たり実施したアンケートによると、外国人住民の中には、地域のボランティア活動や行事に積極的に参加したいという人が多い一方で、「言葉の壁」、「制度の壁」、「心の壁」により、地域にうまく溶け込めないという悩みを抱えている人もいることが明らかになりました。

#### 【課題】

外国人住民が日本の生活習慣に適応し、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができるよう、多言語による各種情報の提供や日本語教室の充実など、コミュニケーション面での支援体制や総合的な相談体制を充実させることが必要です。また、地域住民としてお互いの「言葉の壁」、「心の壁」を取り払い、相互理解を深めることにより、共生意識の醸成が図られるよう取り組む必要があります。

### 4 市民との連携

#### 【現状】

秋田市が世界の各都市と友好・姉妹都市等交流を始めてから30年以上が過ぎ、各都市との交流は、秋田蘭州会や秋田日独協会、秋田アラスカキーナイ会等の市民による交流団体と協力して実施する機会が増え、市民主体の国際交流が広がっています。

秋田市内で国際交流に携わる市民団体は、活動メンバーの高齢化などにより減少傾向にあります。経済団体や企業等による海外との貿易を含め、経済活動を視野に入れた多様な交流が行われています。

## 【課題】

市民による多様な交流が地域をより豊かにする継続的な活動として根付くよう、行政と市民が互いの役割を認識しながら、交流成果が実感できる取組を推進することが必要となります。行政と市民、市民団体を結びつける次世代の交流の担い手の育成や、幅広い世代の市民が積極的に交流に関われる体制づくりを進める必要があります。

## 5 経済交流の促進

### 【現状】

貿易分野では、東日本大震災を契機とした代替需要等を背景に、秋田港におけるコンテナ取扱量は大幅に増加しました。その後、国際コンテナターミナルの整備やガントリークレーン整備等による港湾施設の充実に加え、荷主に対するインセンティブ制度<sup>5</sup>の効果等により、堅調を維持しています。依然として輸入超過が続いているものの、輸出の増加により、その差は縮小しています。また、近年はマレーシアやベトナムなどASEAN<sup>6</sup>諸国向けの輸出が増加しているほか、海外販路開拓に関する市内企業のニーズがASEAN諸国へと拡大しています。

観光分野では、チャーター便やクルーズ船等を利用した外国からの観光客が増加傾向にあります。また、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備は、宿泊施設をはじめとする民間事業者でも広がりつつあり、観光客の利便性向上につながっています。

国では、ビザ要件の緩和や免税店拡大と連動したプロモーションを展開し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け「観光立国に向けたアクションプログラム」を展開し、官民一体となった外国人観光客の誘客に努めており、本市においても、地域経済活性化の観点と併せて、外国人観光客の誘客促進を図っています。

### 【課題】

貿易については、市内企業の貿易参入の促進や国際コンテナの取扱量の維持、拡大を目指すため、企業ニーズに対応した支援助地域の拡大や支援事業の検討、インセンティブ制度の充実に努める必要があります。

観光については、東日本大震災で落ち込んだ外国人宿泊者数の回復も視野に入れ、秋田県との共同によるインバウンド観光客誘致事業を展開し、一層の利用促進を図るとともに、海外に向けた情報発信や多様な観光商品の開発、外国人観光客向けの受入体制の整備などを進める必要があります。

---

<sup>5</sup> 秋田県環日本海交流推進協議会が運営主体となり、秋田港を利用するコンテナ荷主の定着化のための奨励制度。

<sup>6</sup> 東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations）。1967年設立。原加盟国はタイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5か国で、1984年にブルネイが加盟後、加盟国が順次増加し、現在は10か国で構成されている。近年高い経済成長を見せており、今後、世界の「開かれた成長センター」となる潜在力が世界各国から注目されている。

## 第4章 基本理念と主要施策

### 基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

グローバル化に対応した活力ある地域社会となるよう、友好・姉妹都市等をはじめとする諸外国との交流を推進するとともに、交流成果を市民に還元することにより、国際的な視野や平和意識を持った人材の育成と世界に広がるパートナーシップの構築を目指します。

### 基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

多様な背景を持つ住民が、相互理解を深めながら、それぞれの良さや特長をいかし、地域の一員として活躍できる多文化共生の地域社会となるよう、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成を図ります。

### 基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

市民が国際交流活動を継続的に行えるよう、市民の自発的な活動を支援、促進するとともに、市民団体のほか、国や県、大学、関係機関などとの連携を強化し、交流の担い手育成や市民が参加しやすい体制づくりを進めます。

### 基本理念4 国際的な経済交流の推進

A S E A N諸国など、更なる海外との交流による地域経済の活性化を図るため、市内企業への海外販路拡大に対する支援の充実や外国人観光客の誘客促進、受入体制の整備などにより、国際的な経済交流を進めます。

# 秋田市国際交流マスタープラン施策体系図



# 基本理念1 世界に広がるパートナーシップの推進

## 基本方針1 友好交流の推進

5つの友好・姉妹都市等をはじめとする海外の各都市の特性、地域性をいかした交流を推進し、市民間の交流機会と友好親善の発展を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 友好・姉妹都市等との交流の推進

友好・姉妹都市等と培ってきた信頼関係や人的なつながりのもと、各都市の特性や地域性を踏まえた交流事業を計画的に実施します。また、各都市の講師による様々なテーマの市民講座を開催するほか、交流情報の発信やホームステイの受入れなど、市民が多様な交流に関わりを持ち、国際理解を促進する機会を提供します。

友好・姉妹都市等と交流する市民団体との連携を強化し、芸術・文化やスポーツを通じた交流を促進するなど、交流成果の市民還元を図ります。

さらに、互いの行政の優れた点を学び合い、各種施策へ反映するための情報収集等を行います。

#### (2) 諸外国との交流の推進

留学生の増加や、企業が行う多様な活動などにより、様々な国からの訪問者が増加しています。各国の駐日大使や訪問団による表敬訪問などの機会を捉え、海外事情について積極的な意見や情報の交換を行います。また、各国との交流を行っている民間団体や経済団体とも連携し、幅広い分野において情報共有を図り、地域の活性化につなげます。

また、本市が参加する「WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク」<sup>7</sup>においても、海外の国際機関や他の参加都市との連携や情報交換を進め、本市の取組を積極的に発信していきます。

#### (3) 国際協力の推進

国や県、独立行政法人国際協力機構（JICA）<sup>8</sup>などが行う開発途上国等に対する国際協力事業への協力を行うほか、市民がより多様な活動に参加できるよう情報提供などを行います。

<sup>7</sup> 世界保健機関（WHO）が進める、世界各国の都市・地域において高齢者にやさしい地域社会づくりの運動を広めるプロジェクトで、都市・地域間の情報交換や交流の促進を図ることを目的とする枠組み。「エイジフレンドリーシティ」とは、「高齢者にやさしい都市」のことをいう。

<sup>8</sup> 経済や産業、技術などの発展が進んでいない開発途上国の社会、経済の開発を支援する政府開発援助（ODA）の実施機関として、平成15年に設立された独立行政法人。前身は国際協力事業団（昭和49年設立）。政府開発援助とは、日本国政府が開発途上国に対し提供する資金や技術援助のことをいう。

## 基本方針2 国際理解の促進

海外との多様な交流を進めることにより、市民が国際理解を深め、若い世代が国際感覚を養う機会の拡大を図ります。

### 【主要施策】

#### (1) 市民の国際理解の促進

市民対象の国際理解推進講座などを開催し、国際感覚や国際理解を深める機会を提供します。また、本市や関係機関が行う海外での交流事業や、外国人住民との交流事業へ参加する機会の拡大を図ります。

#### (2) 青少年交流の促進

スポーツ交流やホームステイなどにより、若い世代間の相互理解を促進し、グローバルな視点や国際感覚を養う機会を提供します。また、市内で活動する大学生等の団体と連携するとともに、情報提供などの側面支援を行い、交流機会の拡大を図ります。

#### (3) 外国語指導助手(A L T)の招へい

全ての市立中学校、高等学校に、外国語指導助手(A L T)を派遣し、日本人英語教師とのチームティーチングで英語科の指導を行うことにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。

また、市立小学校に外部講師としてA L Tを派遣し、児童が外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、外国の言語や文化について理解を深める取組を行います。



キナイ半島郡高校生バレーボール交流(平成26年度)



中国の切り絵「剪紙」講座(平成27年度)

### 基本方針3 平和意識の醸成

秋田市議会の「非核平和都市宣言に関する決議」（昭和59年12月）を尊重し、「国際親善・核なき平和」の標語のもと、恒久平和への願いを次世代に継承していくため、市民の平和意識の醸成を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 国際平和推進事業の実施

戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さ、生命の尊さに対する市民の理解を深め、平和意識の高揚を図るため、関係自治体や団体等と連携し、原爆や土崎空襲の資料展示、被爆証言講話会を実施します。また、市内小学生を対象とした「平和の朗読会」や秋田市戦没者追悼式・平和祈念式典における「平和へのメッセージ」の発表などを通して、恒久平和への願いを次世代に継承していきます。



ヒロシマ原爆と土崎空襲展の様子(平成27年度)



被爆体験者の方による講話会(平成27年度)

##### (2) 日本非核宣言自治体協議会<sup>9</sup>および平和首長会議<sup>10</sup>との連携

本市が加盟する日本非核宣言自治体協議会および平和首長会議の活動を通して、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を広く世界に呼びかけるとともに、会員自治体に在住する小学生親子を長崎へ派遣する親子記者事業等について、広く周知します。

##### (3) 平和教育の推進

平和の尊さや平和な国際社会を創造することの重要性について、児童生徒が理解を深めるよう、副読本「わたしたちの秋田市」において土崎空襲を取り上げるなど、社会科や道徳の時間等を通して平和教育を推進します。

<sup>9</sup> 非核都市宣言を行った国内の自治体により、昭和59年に設立された協力組織。全国314自治体が加入（平成28年1月1日現在）し、本市は平成13年4月に加入。全国の自治体への非核宣言の呼びかけや非核宣言実現のための要請活動、全国大会、研修会、巡回原爆展の開催などを行っている。

<sup>10</sup> 昭和57年の第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が、「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱し、賛同する世界各国の都市で構成された団体。現在、世界161か国・地域6,965都市が加盟（平成28年1月1日現在）し、本市は平成21年6月に加盟。核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に様々な活動を行っている。



#### (4) 土崎空襲資料の保存および活用

忘れてはならない歴史である土崎空襲の被爆体験を未来に伝え、平和の尊さを語り継いでいくため、まちづくり拠点施設における被爆倉庫の一部移築・展示や関係資料の収集・保存などを行います。

##### 秋田市議会の非核平和都市宣言に関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに、米、ソ超核大国による核軍拡競争は拡大均衡をめざすという口実でますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。

わが国は、世界唯一の核被爆国として広島、長崎の惨禍を再びくりかえしてはならない。

そのためには平和憲法の本質にのっとり、国是である「非核三原則」を将来ともに厳格に遵守すべきである。

さらに、土崎空襲の悲劇を体験した秋田市は、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶、核兵器全面禁止を全世界に強く訴え、同時に秋田市を核戦争の惨禍にまきこむような動きを未然に防ぐため全力をあげるものである。

ここに秋田市は市民の総意を結集して「非核平和都市」の宣言を行うものである。右決議する。

昭和59年12月24日

秋田市議会

##### 国際親善・核なき平和祈念碑 「祈り」

秋田市制百周年を記念し、平成元年8月15日に祈念碑「祈り」を設置しました。

この祈念碑は、国と国、心通い合う市民の交流、核のない平和を求める合掌をイメージしています。



(秋田市泉 平和公園内)



## 基本理念2 地域に根ざした多文化共生の推進

### 基本方針1 外国人住民も暮らしやすいまちづくり

外国人住民からの多様な相談に対応できる体制の充実を図るとともに、日常生活に欠かせない行政サービスや生活情報を多言語で提供します。また、日本語に慣れない外国人住民が、地域社会に溶け込むために必要なコミュニケーション能力を向上させる環境づくりを進めます。

#### 【主要施策】

##### (1) 相談体制の充実

外国人住民が安心して日常生活を送ることができるよう、公益財団法人秋田県国際交流協会（A I A）<sup>11</sup>をはじめ、関係機関等と連携し、適切な相談先を紹介します。また、市内においては、外国語に堪能な職員が連携・協力し、日本語に慣れない外国人住民にきめ細かく対応できる体制づくりに努めます。

##### (2) 多言語による情報提供

外国人住民が転入時等で来庁する機会を捉え、多言語による行政サービスや災害時対応、医療等の生活情報の提供を行います。また、本市のホームページの多言語化についても整備を進めます。

##### (3) 公共施設案内などの多言語表記

市の施設における案内などの多言語表記や、言語を超えて全ての人にわかりやすいピクトグラム<sup>12</sup>を使用した案内標識などの整備を継続的に進めます。

また、バスや鉄道などの公共交通については、乗継拠点施設での情報提供やバスマップの作成など、多言語によるわかりやすい案内に努めます。

##### (4) 外国語図書の充実

市立図書館での外国語図書の整備、利用拡大に努めます。

##### (5) 災害・緊急時の外国人対応の整備

###### ア 防災体制の整備

民間企業との協定により、避難所検索機能を有するスマートフォン向けアプリで多言語による情報を提供します。また、地域における防災体制の整備についても、関係機関等との連携を進めます。

<sup>11</sup> 秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として、秋田県および県内全市町村の出えんのもと、平成3年に設立された公益財団法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

<sup>12</sup> 直感的に意味内容が理解できる絵文字（絵言葉）。何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ。

災害時に外国人住民自らが迅速に行動できるよう、避難場所標識などの多言語表記の検討を進めるとともに、防災訓練への外国人の参加に配慮します。

#### イ 救急体制の充実

外国人住民の救急要請に迅速、的確に対応するため、救急車に通信端末（タブレット等）を搭載し、多言語翻訳機能、指さしボード機能を用いて意思の疎通ができるようにします。

また、多言語による緊急時対応のチラシ作成や消防本部ホームページへの掲載のほか、緊急時に役立つ多言語のホームページを案内するなど体制の整備を進めます。

#### ウ 119番通報体制の充実

外国人からの通報に対応し、英語、中国語、韓国語、ロシア語、タガログ語の音声合成音を用いた簡易応答方式（5か国語対応受付システム）による会話を行います。また、現在の通報対応マニュアルの見直しを図り、よりの確な情報収集と迅速な対応を可能にします。

#### エ 外国人への対応能力の充実

救急隊員、通信指令員に対し、外国語研修や外国語による通報、救急対応訓練等を実施するなど、緊急時の外国人への対応能力の充実を図ります。

### (6) 日本語習得の支援

日本語に不慣れな外国人住民が安心して地域社会で暮らすことができるよう、年間を通して秋田市主催の日本語教室を無料で開催し、基礎的な日本語習得を支援します。

### (7) 児童生徒への日本語指導支援

日本語の理解が十分でないため授業の内容を理解することが困難な児童生徒に対し、日本語指導のサポーターを派遣します。



「秋田市日本語教室」初中級クラスの様子  
(平成27年度)



秋田市土崎地区津波避難訓練での地震体験  
(平成27年度)

## 基本方針2 多文化共生に向けた意識啓発

異なる文化や習慣を持つ住民が、互いに尊重し助け合いながら生活できる地域づくりを進めるため、多文化共生の意識啓発に努めます。

### 【主要施策】

#### (1) 共生意識の啓発

地域社会の多様化が進む中、文化や習慣の異なる住民が互いに理解を深め、地域に根ざした多文化共生の環境づくりを進めるため、市民と外国人住民との交流機会の拡大を図り、多文化共生の意識啓発に努めます。

#### (2) 「やさしい日本語」の活用

わかりやすい言葉や言い回しを用いる「やさしい日本語」を活用することにより、外国語ができなくてもコミュニケーションが取れることを広く周知していきます。

#### (3) 外国人住民の意識啓発

日本語や日本の習慣に慣れない外国人住民が、地域の人たちとの摩擦や問題を抱えることなく、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、ごみの出し方などの生活情報を多言語化して周知するなど、意識啓発に努めます。



市政テレビ番組で秋田市に住む海外出身の方を紹介（平成27年度）



あきた国際フェスティバルでごみ分別をPR（平成27年度）

## 基本理念3 市民との連携による国際交流の推進

### 基本方針1 市民主体の国際交流の推進

市民参加の機会拡大を図るため、市民による多様な活動を支援するとともに、秋田市姉妹都市フォーラム構成団体等との連携により、本市の国際交流事業の周知や次世代の交流の担い手の育成に取り組みます。

#### 【主要施策】

##### (1) 秋田市姉妹都市フォーラムとの連携

友好・姉妹都市等との交流事業を、秋田市姉妹都市フォーラム構成団体と連携して行います。また、友好・姉妹都市交流展の開催や国際交流事業の情報誌の発行などにより、事業の周知に努めます。

##### (2) 国際交流関係団体等との連携

市民団体等との連携又は支援により、市民が主体となった国際交流活動を促進し、地域の活性化につなげます。

##### (3) 大学等との連携

市内の大学等と連携し、若い世代の国際交流事業への参画を促進するほか、市民と留学生との交流機会を拡充するなど、幅広い分野において交流を進めます。

### 基本方針2 交流推進のネットワークづくり

多文化共生の環境づくりを進めるため、関係機関等と連携し、地域における交流推進のネットワークづくりを促進します。

#### 【主要施策】

##### (1) (公財) 秋田県国際交流協会等との連携

秋田県や公益財団法人秋田県国際交流協会（A I A）との連携を強化し、外国人住民の相談体制の充実や、災害時対応に取り組みます。

##### (2) 外国人住民および町内会等との連携

外国人住民や留学生等が組織する団体と連携し、地域活動等へ参画する機会を拡大するとともに、町内会等と連携し、地域住民の異文化に対する理解を促進します。

## 基本理念4 国際的な経済交流の推進

### 基本方針1 貿易関連産業の拡大

市内企業による貿易の参入・拡大を図るため、海外への販路拡大に対し支援するとともに、秋田港の国際コンテナ取扱量を拡大できるよう、インセンティブ制度等の充実を図ります。

#### 【主要施策】

##### (1) 企業ニーズに対応した支援対象地域の拡大

対岸諸国（中国、韓国、ロシア）および台湾での事業展開を継続して支援するほか、秋田県や地元金融機関による支援体制が整備されつつあり、企業の進出意欲が高い A S E A N 諸国への販路開拓・拡大に取り組む企業を積極的に支援します。

##### (2) 関係機関等との連携による支援体制の充実

商習慣や文化、法制度の違いなど、企業が海外進出する際の様々なリスクに適切に対応できるよう、専門的知識や情報を有する関係機関等との連携強化に努めながら、企業への支援体制の充実を図ります。

##### (3) 新たなインセンティブ制度の創設

秋田港を利用するコンテナ荷主を対象としたインセンティブ制度を、利用者ニーズに柔軟に対応したものとするため、現行制度の採択要件を緩和するとともに、市独自の支援策として、新たな奨励制度や補助制度を創設します。

##### (4) 秋田製品の知名度の向上

海外で開催される商談会等に秋田産品を出品し、秋田の食の情報を広く P R することで、知名度の向上を図るとともに、国立大学法人秋田大学や公立大学法人国際教養大学等との連携による、インターネット等を活用したマーケティング手法の構築を検討します。

##### (5) 経済交流の促進

対岸諸国や台湾、A S E A N 諸国においては、現地政府等とのつながりや行政の関与が民間の商取引に大きな信頼感・信用度を与えるため、企業のニーズ等を踏まえながら、引き続き職員を派遣するとともに、各国都市との今後の経済交流を見据え、必要に応じて、相互理解の上に立った協定等の締結に向けた協議を進めます。

## 基本方針２ 海外からの誘客の促進

本市への外国人観光客の誘客を進めるため、チャーター便の活用や新たな観光需要の創出を図るほか、観光情報のPRや受入体制の整備、県内観光地と連携した観光ルートの形成などを進めます。

### 【主要施策】

#### (1) 外国人観光客の誘客の促進

チャーター便の利用促進や、秋田県が誘致する外国クルーズ船等で本市を訪れる外国人観光客のニーズに合わせた新たな観光需要の創出により、外国人観光誘客を進めます。

#### (2) 東京オリンピック・パラリンピックに伴う来訪者への取組

2019年ラグビーワールドカップや、2020年東京オリンピック・パラリンピックなど、今後さらに外国からの来訪者の増加が見込まれることから、本市へのキャンプ地誘致やインバウンド誘客の強化に取り組みます。

#### (3) 都市間連携による魅力向上

外国人観光客の市内滞在を促進するため、男鹿や角館など県内観光地と連携した魅力的な観光ルートの形成を図ります。

また、国で認定した広域観光周遊ルート形成計画に基づき、秋田県との協働プロジェクトなどによる観光振興を進めます。

#### (4) 外国人観光客受入体制の充実

外国人観光客の利便性を高めるため、観光ガイドブックの多言語版をスマートフォン対応とするほか、公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備により、携帯電話やタブレット型端末機からの情報提供の強化を図ります。

また、多言語案内サインの作成および設置などにより、受入体制の充実に取り組みます。